

年 度	令和8年度 委 託 設 計 書				課 長	係 長	精算者	設計者
設計月日								
起 工 理 由								
位 置	明石市内一円				施工方法 及 期 限	請 負 令和9年2月28日 限り		
事 業 名	道路台帳整備事業							
委 託 名	道路台帳整備業務委託							
委 託 の 概 要	打合せ協議 1式 認定路線網図作成 1式 道路台帳図作成 1式 その他図面作成 1式 道路台帳調書作成 1式							
委 託 費	当初設計額		当初請負額		摘 要			
	第1回変更設計額		第1回変更請負額					
	増 減		増 減					

道路台帳整備業務委託

費目・工種	種別	細別	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
委託業務	打合せ協議			1	式			第A-1号 内訳書
	道路台帳図作成			1	式			第A-2号 内訳書
	道路台帳調書作成			1	式			第A-3号 内訳書
	認定路線網図作成			1	式			第A-4号 内訳書
	その他図面作成			1	式			第A-5号 内訳書
	直接作業費計							
	純調査費			1	式			
	諸経費			1	式			
	業務価格							
	消費税相当額(10%)							
	計							

特記仕様書

1. 1 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「業務委託共通仕様書」第1章1. 1及び1. 2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記業務委託共通仕様書によるものとする。

1. 2 業務の目的

本業務は、道路法第28条で定められている道路台帳の調製を行い、地方交付税の基礎資料や道路区域の境界線、道路施設の現状、ライフラインの状況等について道路管理の基本的事項を把握し、道路管理行政の効率化を図ることを目的とする。

1. 3 業務の実績

受託者は、平成28年4月1日から令和8年5月31日までの間に国内において、業務履行開始時の行政人口が20万人以上である市町村の発注に係る道路台帳更新業務（台帳図面更新及び調査更新のすべてを含むものに限る。）を元請として完了した業務実績を有すること。

1. 4 認証（認定）

受託者は、下記の①から③の全ての認証（認定）を受けているものとし、以下の資格証の写しを提出するものとする。

- ① 品質マネジメントシステム（ISO9001）
- ② 環境マネジメントシステム（ISO14001）
- ③ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001）

1. 5 配置技術者

- （1）測量法により登録された測量士で、本仕様書1. 3に掲げる業務に従事した経験があり、その者を本業務における管理技術者として配置すること（専任性は求めない）。
- （2）公益社団法人日本測量協会が認定する空間情報総括監理技術者で、統合型又は公開型GISの構築又は保守業務に従事した経験があり、その者を本業務における照査技術者として配置すること（専任性は求めない）。

1. 6 参考資料の貸与

委託者は、受託者に対し、次の資料の最新版を貸与するものとする。

- （1）告示資料（紙媒体またはPDF）
- （2）道路現況平面図データ（縮尺1/500）（DXF、DWG）
- （3）道路台帳平面図データ（縮尺1/500）（DXF、DWG）
- （4）測定基図データ（縮尺1/500）（DXF、DWG）
- （5）道路台帳調書データ（Excel）
- （6）認定路線網図データ（シェープファイルまたはDXF、DWG）
- （7）境界確定図データ（シェープファイル）
- （8）舗装種別の表記資料（紙媒体またはPDF）
- （9）街区基準点データ（シェープファイル）
- （10）その他監督員が必要と認めるもの

1. 7 業務の内容

- （1）打合せ協議 1 式
- （2）道路台帳図作成 1 式
 - ・ 現況測量（新規路線）
 - ・ 現況測量（現道拡幅）
 - ・ 現況測量（路側構造物設置等）
 - ・ 道路台帳図修正（デジタル）
 - ・ 測定基図修正
- （3）道路台帳調書作成 1 式
 - ・ 道路台帳調書修正
- （4）認定路線網図作成 1 式

- ・ 認定路線網図修正
- (5) その他図面等作成

1 式

- ・ 新旧対照図作成
- ・ 告示資料作成
- ・ 区域変更資料作成
- ・ 境界関係資料の保存
- ・ 開発帰属関係資料の保存

1. 8 打合せ協議

打合せ協議は、受託者において資料を用意し、着手時、中間時 1 回、最終時の計 3 回を計画するものとし、中間時の協議回数の増減については、設計変更の対象としないものとする。

1. 9 道路台帳図作成

道路台帳図は、縮尺 1/500、原図 (W100cm×H80cm)、443 面あり、記載方法については、関係法令等のほか道路台帳の手引きによるものとする。

なお、作成した道路台帳図データは測定基図データと重ね合わせて、修正した図面のみ紙出力の上、本市の保管する図面ファイル (1 組) を差替ること。なお、本市の保管する図面ファイルは、縮尺 1/1000、ブロック番号 (1~16) (17~32) の 2 分冊にまとめている。

(1) 現況測量 (新規路線)

受託者は、現況平面図を作成するために、貸与資料を基に現況測量等を行い、道路法施行規則第 4 条の 2 及び道路現況調査提要に記載されている各種表現事項、名称等を現地にて調査確認し、その結果を既存の道路台帳図に追記を行い、数値図化、数値編集等に必要な参考資料を作成するものとする。

現況測量は、新規を対象に行うものとする。また更新対象箇所については全景写真を撮影し、撮影方向の分かる図面と写真を整理し、成果対象とする。

なお、現地調査において不明な箇所が発生した場合は、委託者と協議の上、委託者の指示に従うものとする。

(2) 現況測量 (現道拡幅)

受託者は、現況平面図を作成するために、貸与資料を基に現況測量等を行い、道路法施行規則第 4 条の 2 及び道路現況調査提要に記載されている各種表現事項、名称等を現地にて調査確認し、その結果を既存の道路台帳図に追記を行い、数値図化、数値編集等に必要な参考資料を作成するものとする。

現況測量は、狭隘、区域変更を対象に行うものとする。また更新対象箇所については全景写真を撮影し、撮影方向の分かる図面と写真を整理し、成果対象とする。

なお、現地調査において不明な箇所が発生した場合は、委託者と協議の上、委託者の指示に従うものとする。

(3) 現況測量 (路側構造物設置等)

受託者は、現況平面図を作成するために、貸与資料を基に現況測量等を行い、道路法施行規則第 4 条の 2 及び道路現況調査提要に記載されている各種表現事項、名称等を現地にて調査確認し、その結果を既存の道路台帳図に追記を行い、数値図化、数値編集等に必要な参考資料を作成するものとする。

現況測量は、改良工事を対象に行うものとする。また更新対象箇所については全景写真を撮影し、撮影方向の分かる図面と写真を整理し、成果対象とする。

なお、現地調査において不明な箇所が発生した場合は、委託者と協議の上、委託者の指示に従うものとする。

(4) 道路台帳図修正 (デジタル)

① 現況平面図

- ・ 受託者は、現況測量で得られた結果を基に現況平面図 (レベル 500) の数値化を行うものとする。
- ・ 修正した現況平面図は既存の現況平面図との整合を取るとともに接合編集を行うものとする。

- ・住宅地、水田内やその他周辺及び道路に沿った空き地等には等高線は表示しない。
- ・修正する現況平面図は、下記のとおりとする。
- ・データ作成する際、委託者が管理している統合型・公開型 GIS に搭載できるようにデータ整備を行うものとする。委託者がデータ搭載する際、不具合が発生した場合は受託者の費用負担のもと、データ修正等（システム保守業者の作業費用を含む）を行うものとする。

分離帯、石段、駒止、側溝、道路橋、木橋、歩道、横断歩道橋、地下横断歩道、トンネル、マンホール、照明灯、防犯灯、電力柱、電話柱、有線柱、バス停、雨水枡、並木枡、並木、植木、道路情報板、道路標識、信号灯、カーブミラー、人工斜面、土堤、被覆、法面保護、さく・かき、標高点

② 道路台帳平面図

- ・受託者は、現地調査で得られた結果を基に道路台帳平面図の修正を行うとともに、修正作業時に起終点位置及び区域について変更が発生した影響路線についても、併せて確認を行い、修正作業を行うものとする。
- ・道路法及び道路施設現況調査提要に定める数値を算出し道路部、車道部、歩道部、側溝等の種別ごとに全ての項目を行うものとする。
- ・各台帳要素の取得項目は、道路法及び道路施設現況調査提要に示す下記の分類とする。
 - 路線（道路中心線、路線番号、路線名称、路線引出線、起点記号、終点記号、縦断勾配記号、縦断勾配数値、曲率半径引出線、曲率半径数値）
 - 幅員（幅員数値、幅員寸法線、幅員引出線）
 - 構造物（舗装界線、舗装種別、側溝種別及び幅、側溝地下部、側溝終端線、側溝枡）
 - 施設（施設引出線、施設注記）
- ・舗装種別は表記を統一させるため、委託者から提供された表記に関する資料を参考に、表記の統一を行うものとする。
- ・データ作成する際、委託者が管理している統合型・公開型 GIS に搭載できるようにデータ整備を行うものとする。委託者がデータ搭載する際、不具合が発生した場合は受託者の費用負担のもと、データ修正等（システム保守業者の作業費用を含む）を行うものとする。

（５）測定基図修正

受託者は、道路台帳平面図を路線ごとに区間割し、道路台帳調書作成に必要な区間データを算出するための測定基図を作成または修正するものとする。

測定基図の区間は、幅員・舗装・橋梁・踏切・縦断勾配・曲線半径・側溝種別等の変化箇所を考慮して区間の設定を行うものとする。（区間番号は、起点より終点に向かって連番とするものとする。）

なお、測定基図は、調書作成に必要な諸事項のデータ表作成のため、路線ごとに現地調査の結果に基づき区間割、測定線及び区間番号を付して調書データの基礎資料となるよう、下記に示す事項について実施するものとする。

- ・道路幅員別 （0.5m以上変化する箇所）
- ・道路区分別 （重用、供用、未供用、改良、未改良）
- ・路面種別 （コンクリート、高級・簡易アスファルト、砂利等）
- ・構造種別 （車道、歩道、分離帯、側溝、路肩、橋等）
- ・道路種別 （1 級、2 級、その他）
- ・道路屈曲部
- ・立体横断施設
- ・安全施設
- ・自動車交通不能区間
- ・その他委託者の指示により必要とする事項

作成した測定基図を基に、延長及び面積を算出した区間データを作成するとともに、算出

したデータは、所定の様式のデータシートに入力し、従前データとの整合を図るものとする。

データ作成する際、委託者が管理している統合型・公開型 GIS に搭載できるようにデータ整備を行うものとする。委託者がデータ搭載する際、不具合が発生した場合は受託者の費用負担のもと、データ修正等（システム保守業者の作業費用を含む）を行うものとする。

1. 10 道路台帳調書作成

- (1) 受託者は、下記(3)に記載した調書を作成し、本市の保管ファイルのうち、修正した調書のみを印刷し、差し替えること。また、道路台帳諸元を集計処理後に前年度成果と比較確認し、修正量に誤りがないか更新対象路線の増減の数量一致の検証報告を行うものとする。
- (2) 調書の作成については、委託者が貸与する調書出力プログラム(パソコン)を使用して行うものとする。調書出力プログラムの操作方法等で質問等がある場合は、委託者へ連絡すること。

- (3) 調書は、以下のとおり17種類ある。

道路台帳調書、認定路線調書、実延長調書、実延長面積調書集計表、道路現況調書、部分自歩道調書、橋梁調書、鉄道等との交差調書、地方交付税算定基礎資料（地方交付税基礎数値集計表、橋梁基礎数値台帳）、国土交通省提要調書（第1,2,3,5,7号様式）、理由別道路及び橋梁数値の年間増減リスト、理由別部分自歩道増減調書、理由別橋梁基礎数値増減調書、理由別道路現況増減調書（級種別集計、地区別集計、個別集計）、道路及び橋梁数値の年間増減リスト集計（総括、新設、廃止、改良等）、全市集計（級種別集計、地区別集計）更新区間前年データ

1. 11 認定路線網図作成

受託者は、本業務で新たに取得した情報を基に下記に示す認定路線網図データの修正を行うものとする。

- ① 路線経路
- ② 路線番号
- ③ 道路種別
- ④ 起・終点の位置
- ⑤ 供用開始の有無
- ⑥ その他必要な内容

なお、市より貸与された網図データを使用し、新規路線等を調整する。

1. 12 その他図面等作成

(1) 新旧対照図作成

- ・受託者は、道路台帳において狭隘道路（市道認定）及び改良工事で市道の管理区域の修正を行った路線について、新旧対照図を作成するものとする。
- ・新旧対照図の作成に際しては、更新前と更新後の道路台帳図面の重ね合わせを行い、変更箇所を赤色で表記するものとする。作成基準は、更新対象の路線について作成するものとする。
- ・新旧対照図は、A3版カラーで仕上げ、提出するものとする。

(2) 告示資料作成

- ・受託者は、告示予定路線について見取図の作成を行い、提出するものとする。
- ・作成に当たっては、電子データにより編集し、納品するものとする。

(3) 区域変更資料作成

① 更新作業区域異動詳細表作成

道路台帳調書修正に併せて、下記に示す内容を表示した更新作業区間異動詳細表を作成するものとする。

- 種類
- 路線名
- 起点及び終点（地先）
- 旧区間地先・敷地幅員・延長・面積
- 新区間地先・敷地幅員・延長・面積

(4) 境界関係資料の保存

境界関係資料をスキャナー等で読み取り、指定する書式（400dpi 以上のカラー画像、読み取り専用の JPEG または PDF ファイル）でデータを DVD に保存する。なお、保存したデータの一覧表を作成し、市へ提出しなければならない。

境界関係資料とは、道路境界明示書、里道境界協定書及び官民有地境界協定通知書等の下記データをいう。

- ・申請書表紙
- ・明示図面、協定図面
- ・写真、撮影方向図
- ・理由書等
- ・座標値リスト

加えて公開型 GIS に搭載する明示図面のデータには、位置図、個人情報に関する部分（氏名、住所、その他の記述、印等）については容易に判別できないように黒くマスキング処理を施すこと。

なお、貸出しする境界関係資料は、ステープルを外して、スキャナーで読み取りを行い、返却時にはステープル止めをした後、返却すること。

(5) 開発帰属関係資料の保存

開発帰属関係資料をスキャナー等で読み取り、指定する書式（400dpi 以上のカラー画像、読み取り専用の JPEG または PDF ファイル）でデータを DVD に保存する。なお、保存したデータの一覧表を作成し、市へ提出しなければならない。

開発帰属関係資料とは、公共施設引継ぎ図書等の下記データをいう。

- ・申請書表紙
- ・道路平面図
- ・構造図
- ・位置図
- ・その他必要とするもの

1. 1.3 納入成果品

本業務の納入成果品は、下記のとおりとする。なお、データ類については、DVD 等の媒体に格納の上、納品するものとする。

- | | |
|------------------------------------|-----------|
| ① 道路台帳図【PDF、TIFF、DXF、DWG、シェープファイル】 | 1 式 |
| ② 道路台帳調書【A4 版印刷（修正調書のみ）、PDF、EXCEL】 | 1 式 |
| ③ 調書セットアップデータ【DTP】 | 1 式 |
| ④ 認定路線網図【シェープファイル】 | 1 式 |
| ⑤ 道路台帳図【A2 版印刷】 | 2 冊 × 1 組 |
| ⑥ 新旧対照図【A3 版印刷、PDF】 | 1 式 |
| ⑦ 告示資料【PDF】 | 1 式 |
| ⑧ 区域変更資料【PDF】 | 1 式 |
| ⑨ 現地調査写真【PDF】 | 1 式 |
| ⑩ 境界関係資料データ【JPEG】 | 1 式 |
| ⑪ 開発帰属関係資料の保存【PDF】 | 1 式 |
| ⑫ その他市が必要とするもの | |

1. 1.4 照査の実施

- (1) 受託者は業務の実施に当たり、照査を適切に実施しなければならない。
- (2) 業務着手時に照査計画を提出し、その内容について市監督員の承認を得ること。
- (3) 前項の照査計画を基に照査報告書を作成し、成果品納入時に提出すること。

1. 1.5 注意事項

- (1) 現地測量等が伴わない図面の訂正分については、市監督員と調整し変更すること。
- (2) 現地測量等により、現況と道路台帳平面図の記載幅員等に差異を確認した場合は、市監督員に報告、協議の上、市監督員の指示に従い処理するものとする。

業務委託共通仕様書

第1章 総 則

1. 1 業務の目的
本業務委託（以下「業務」という。）は、明石市において、道路台帳を整備するにあたり、特記仕様書に示す事項につき、道路台帳の作成を行うことを目的とする。
1. 2 一般仕様書の適用
業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。
1. 3 費用の負担
業務の検査等に必要の費用は、原則として受託者の負担とする。
1. 4 法令等の遵守
受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。
1. 5 中立性の保持
受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。
1. 6 秘密の保持
受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
1. 7 公益確保の義務
受託者は、実務を行うに当たっては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。
1. 8 提出書類
受託者は、業務の着手及び完了に当たって、明石市の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。
（イ）着手届 （ロ）工程表 （ハ）管理技術者等届 （ニ）職務分担表 （ホ）完了届
（ヘ）納品書 （ト）業務委託料請求書等
1. 9 管理技術者及び主任技術者
（１）受託者は、管理技術者及び主任技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、相当の知識経験を有する技術者を配置しなければならない。
（２）管理技術者及び主任技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
1. 10 工程管理
受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。
1. 11 テクリスの登録
受託者は、受注時又は変更時において業務委託料が１００万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務実績データ」を作成し、市担当職員の確認を受けたうえ、受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、完了時は業務完了後１０日以内に、訂正時は適宜登録しなければならない。
また、「実務実績データ」の登録後、登録機関発行の「登録内容確認書」を直ちに市担当職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が１０日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
1. 12 審査
（１）受託者は、業務完了後に明石市の審査を受けなければならない。
（２）明石市の審査を受ける前に管理技術者は、納品する成果について検査し、検査したことを証明（チェックリスト表等）する資料を明石市の審査前に提出すること。
（３）業務完了後においては、明らかに受託者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。
1. 13 引渡し
業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、明石市の検査員の検査

をもって、業務の完了とする。

1. 14 関係官公庁等の協議
受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。
1. 15 参考資料の貸与
明石市は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。
1. 16 参考文献等の明記
業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。
1. 17 証明書の交付
必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請によるものとする。受託者は、現地作業する場合、市が発行する証明書（土地立入証）を携帯して作業を行うこと。また、業務完了後、市へ証明書を返却するものとする。
1. 18 事故等
業務遂行中の事故等の責任及び処理については、全て受託者において行うこと。
1. 19 疑義の解釈
本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、明石市と受託者の協議によるものとする。

第2章 道路台帳整備業務

2. 1 一般的事項
受託者は、道路台帳の整備にあたり、十分な計画検討を加えるとともに、問題点及び疑義が生じた時は遅滞なく打合せを行うものとする。
2. 2 業務の手順
(1) 業務は十分協議打合せの後施行するものとする。
(2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
(3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。
2. 3 資料収集
業務上必要な資料については、関係官庁、企業体等において十分調査したうえで、収集しなければならない。
2. 4 現地踏査
現地踏査は、台帳対象区域のみならず、区域外であっても関連する区域については、十分な踏査を行わなければならない。
2. 5 台帳整備
受託者は台帳整備に先立ち、実施計画書（要領書）を提出し、市担当職員の承諾を受けなければならない。

第3章 提出図書

3. 1 提出図書
成果品は、特記仕様書を参照のこと。
3. 2 成果品の帰属
本業務における成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用、流用してはならない。

第4章 参考図書

4. 1 参考図書
業務は、下記の最新版図書を参考にして行うものとする。
 1. 土木設計業務等委託必携（兵庫県県土整備部）
 2. 道路台帳の手引き（明石市）
4. 2 上記以外の図書
上記以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ市担当職員の承諾を受けなければならない。

第A-2号内訳書

道路台帳図作成

1式当

[illegible]

第A-3号内訳書

道路台帳調書作成

1式当

[illegible]

第A-4号内訳書

認定路線網図作成

1式当

[illegible]

[illegible]

第B－1号代価表

打合せ協議

1式当(中間1回)

種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
測量主任技師			人			
測量技師			人			
測量技師補			人			
計		1	式			

第B-2号代価表

現況測量（新規路線）

1km当

種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
測量技師			人			
測量技師補			人			
測量助手			人			
測量補助員			人			
レベル損料(3級)			日			
ライトバン1500cc			時間			
ガソリン			L			
雑品、雑品材		1.0	式			
施工管理費		1.0	式			
計		1	km			

第B－3号代価表

現況測量(現道拡幅)

1km当

種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
測量技師			人			
測量技師補			人			
測量助手			人			
測量補助員			人			
レベル損料(3級)			日			
ライトバン1500cc			時間			
ガソリン			L			
雑品、雑品材		1.0	式			
施工管理費		1.0	式			
計		1	km			

第B－4号代価表

現況測量（路側構造物設置等）

1km当

種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
測量技師			人			
測量技師補			人			
測量助手			人			
測量補助員			人			
ライトバン1500cc			時間			
ガソリン			L			
雑品、雑品材		1.0	式			
施工管理費		1.0	式			
計		1	km			

第B－5号代価表

道路台帳図修正

1km当

種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
測量主任技師			人			
測量技師			人			
測量技師補			人			
測量助手			人			
計		1	km			

第B－6号代価表

測定基図修正

種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
測量技師			人			
測量技師補			人			
測量助手			人			
計		1	km			

第B－7号代価表

道路台帳調書修正

1km当

種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
測量技師			人			
測量技師補			人			
計		1	km			

第B－8号代価表

認定路線網図修正

100面当

種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
測量技師			人			
測量技師補			人			
測量助手			人			
計(100面当)						
計		1	面			

第B－9号代価表

新旧対照図作成

1km当

種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
測量主任技師			人			
測量技師			人			
測量技師補			人			
測量助手			人			
計		1	km			

第B－10号代価表

告示資料作成

1路線当

種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
測量技師			人			
測量技師補			人			
測量助手			人			
計		1	路線			

第B－11号代価表

区域変更資料作成

1路線当

種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
測量技師			人			
測量技師補			人			
計		1	路線			

第B－12号代価表

境界関係資料保存

100件当

種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
測量技師			人			
測量技師補			人			
測量助手			人			
計(100件当)						
計		1	件			

第B－13号代価表

開発帰属関係資料の保存

100件当

種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
測量技師			人			
測量技師補			人			
測量助手			人			
計(100件当)						
計		1	件			

令和8年度 道路台帳整備業務
数量計算書

番号	項 目	内 容	数 量	単位	数値 基準	積算 単位	積算 数量	備 考
1	打合せ協議	初回、中間1回、最終	1	式	1	式	1	
2	現況測量(新規路線)	新規	2,342.00	m	0.01	km	2.34	
3	現況測量(現道拡幅)	区域変更+狹隘	256.74	m	0.01	km	0.26	
4	現況測量(路側構造物設置等改良)	改良	781.27	m	0.01	km	0.78	
5	道路台帳図作成	新規+狹隘+改良+廃止+区域変更	3,380.01	m	0.01	km	3.38	
6	測定基図修正	新規+狹隘+改良+廃止+区域変更	3,380.01	m	0.01	km	3.38	
7	道路台帳調書修正	新規+狹隘+改良+廃止+区域変更	3,380.01	m	0.01	km	3.38	
8	認定路線網図修正	新規	72	面	1	面	72	72面
9	新旧対照図作成		1,038.01	m	0.01	km	1.04	
10	告示資料作成		30	路線	1	路線	30	
11	区域変更資料作成	狹隘+廃止+区域変更-告示済	16	路線	1	路線	16	
12	境界関係資料の保存		300	件	1	件	300	
13	開発帰属関係資料の保存		30	件	1	件	30	

令和8年 道路台帳更新等一覧表

番号	路線番号		路線名	総延長(m)	路線 認定	台帳更新					備考
						新規	狭隘 道路	改良 工事	区域 変更	廃止	
1	01	326	朝霧 326号線	122.56		○					
2	01	327	朝霧 327号線	30.20		○					
3	01	328	朝霧 328号線	60.73		○					
4	03	95	太寺上ノ丸 95号線	28.64		○					
5	03	96	太寺上ノ丸 96号線	32.39		○					
6	08	143	川西 143号線	68.62		○					
7	11	42	藤江 42号線	41.35		○					
8	11	175	藤江 175号線	94.90		○					
9	11	176	藤江 176号線	131.53		○					
10	12	135	大久保 135号線	19.38		○					
11	12	933	大久保 933号線	84.41		○					
12	12	934	大久保 934号線	15.05		○					
13	12	935	大久保 935号線	49.91		○					
14	12	936	大久保 936号線	21.78		○					
15	12	937	大久保 937号線	145.45		○					
16	12	938	大久保 938号線	102.88		○					
17	12	939	大久保 939号線	306.96		○					
18	12	940	大久保 940号線	100.13		○					
19	12	941	大久保 941号線	72.62		○					
20	12	942	大久保 942号線	69.41		○					
21	12	943	大久保 943号線	82.90		○					
22	12	944	大久保 944号線	134.09		○					
23	12	946	大久保 946号線	183.36		○					
24	12	955	大久保 955号線	46.88		○					
25	13	570	魚住 570号線	43.68		○					
26	14	150	二見 150号線	56.79		○					
27	14	309	二見 309号線	51.07		○					
28	14	310	二見 310号線	46.80		○					
29	14	311	二見 311号線	37.53		○					
30	14	150	二見 150号線	20.00				○			道整
31	14	11	二見 11号線	36.40				○			下水道管理
32	12	428	大久保 428号線	30.00				○			区画
33	12	926	大久保 926号線	60.00		○					区画
34	14	1	二見 1号線	16.30				○			道整
35	13	2	魚住 2号線	126.01				○			道整
36	14	40	二見 40号線	9.34			○				狭隘
37	07	84	大明石 84号線	9.91			○				狭隘
38	07	85	大明石 85号線	8.03			○				狭隘
39	14	34	二見 34号線	11.30			○				狭隘
40	12	27	大久保 27号線	26.32			○				狭隘
41	09	20	林船上 20号線	10.41			○				狭隘
42	02	15	大蔵町 15号線	15.36			○				狭隘
43	02	18	大蔵町 18号線	24.00			○				狭隘
44	14	59	二見 59号線	23.89			○				狭隘
45	03	36	太寺上ノ丸 36号線	18.10			○				狭隘
46	03	36	太寺上ノ丸 36号線	12.46			○				狭隘
47	13	29	魚住 29号線	16.12			○				狭隘
48	03	15	太寺上ノ丸 15号線	154.90				○			24条
49	11	146	藤江 146号線	12.00				○			24条
50	03	35	太寺上ノ丸 35号線	20.40				○			24条
51	12	887	大久保 887号線	12.00					○		24条
52	12	4	大久保 4号線	16.20					○		24条
53	12	280	大久保 280号線	14.70				○			24条
54	01	140	朝霧 140号線	13.85				○			24条
55	14	2	二見 2号線	13.20					○		24条
56	13	155	魚住 155号線	46.40				○			24条
57	03	11	太寺上ノ丸 11号線	9.20				○			24条
58	03	11	太寺上ノ丸 11号線	22.30				○			24条
59	12	45	大久保 45号線	18.00				○			24条
60	12	60	大久保 60号線	16.00				○			24条
61	13	316	魚住 316号線	28.00				○			24条

令和8年 道路台帳更新等一覧表

番号	路線番号		路線名	総延長(m)	路線 認定	台帳更新					備考
						新規	狭隘 道路	改良 工事	区域 変更	廃止	
62	08	2	川西 2号線	30.10					○		24条
63	10	132	西明石 132号線	37.40				○			24条
64	08	70	川西 70号線	21.00				○			24条
65	13	416	魚住 416号線	43.60				○			24条
66	12	887	大久保 887号線	19.00				○			24条
67	03	48	太寺上ノ丸 48号線	20.30				○			24条
68	11	83	藤江 83号線	15.20				○			24条
69	07	87	大明石 87号線	40.31				○			24条
70											

合計	延長								
新規	2,342.00	0	30	12	23	4	0		
狭隘	185.24				39				
改良	781.27								
区域変更	71.50	1,038.01							
廃止	0.00								
合計	3,380.01								